

船舶事故調査報告書

平成30年2月21日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	衝突（離岸堤）
発生日時	平成29年7月30日 16時22分ごろ
発生場所	島根県松江市恵曇漁港 恵曇港北沖防波堤灯台から真方位145°910m付近 （概位 北緯35°31.1′ 東経132°58.3′）
事故の概要	水上オートバイマミチ丸は、遊走中、離岸堤に衝突した。
事故調査の経過	平成29年8月1日、主管調査官（広島事務所）を指名 原因関係者から意見聴取実施済
事実情報	
船種船名、総トン数	水上オートバイ マミチ丸、0.1トン
船舶番号、船舶所有者等	272-21638島根、個人所有
乗組員等に関する情報	操縦者、操縦免許 なし 同乗者、操縦免許不詳
負傷者	重傷 2人（操縦者及び同乗者）
損傷	両舷舷縁に亀裂を伴う擦過傷、船底外板に擦過傷及び亀裂を伴う破口
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 北、風力 2、視界 良好 海象：波高 約0.1m、潮汐 上げ潮の初期
事故の経過	本船は、操縦者が操縦席に腰を掛け、後部座席に知人である同乗者を乗せ、恵曇漁港内で遊走していた。 本船は、‘恵曇漁港南東部に所在する離岸堤のうち最も南側に位置する離岸堤’（以下「2号離岸堤」という。）に向かう態勢で接近する状況になり、約30～40km/hの対地速力で2号離岸堤に衝突した。 操縦者及び同乗者は、救急車で病院に搬送され、操縦者が約2週間の入院加療を要し、同乗者が約6か月の通院加療を要した。
分析	本船は、恵曇漁港内を遊走中、2号離岸堤に向かう態勢で接近したことから、2号離岸堤に衝突したものと考えられるが、操縦者から情報を得ることができなかつたため、衝突に至った状況を明らかにすることはできなかつた。 操縦者は、特殊小型船舶操縦免許を受けていなかったことから、水上オートバイを操縦してはならなかつた。
原因	本事故は、本船が、恵曇漁港内を遊走中、2号離岸堤に向かう態勢で接近したため、2号離岸堤に衝突したものと考えられる。
参考	今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。 ・特殊小型船舶操縦免許を受けていない者は、水上オートバイを操縦しないこと。